

罷業聲明書

◎全市民諸君に訴ふ

◎ 實用自動車に乗車せらるる全乗客諸君に訴ふ

親愛なる諸君よ、私達は今最も悲むべき事實に就て諸君の清き良心に訴へねばならない。それは我々自動車從業員が全く其日の生活に堪へられなくなつたことである。其の結果として我々の勤務してゐる『實用自動動車會社』に對し最低額の要求を提出するに至つたことである。私達は此處で自分達自身の反省をしよう。一般市民諸君並に乗客諸君は我々の生活をどう見てゐるであろうか。

私達は謂ふ  
「運轉手といふ者は、客相手の仕事だ、チップを澤山もらつて收入がいい、あれは全く水商成る程、側から之を見れば無理もない事である。然し一般の諸君は運轉手が會社にどう云ふ具合に搾取せられてゐるかを知らないと思ふ。又會社が如何なる制度の下に運轉手を使ひ其の利益を獨占してゐるかを全然知らないと思ふ。

實用自動車會社從業員の至生活  
（通常の賃金）

## A 收 刀 の 部 (通常の場合)

△私達の歩合收入は、基本料金一ヶ月參百七拾五圓を稼ぎ働いて、其の一割(月參拾七圓五拾錢)計六拾七圓五拾錢也。但し私達は此の爲めに平均毎日十六時間又は十八時間を働かねばならぬ

▽現在の歩合收入  
（月拾八圓七拾五錢）  
基本料金が上らないから規定に従つて其の半額、即ち五歩を支給する。  
計四拾七圓、又は金五拾圓までである。（但し労働時間は寧ろ前記よりも多い位である）  
以上の中から會社に對し「保證金」（もの）を強制的に積立てられてゐる。  
それは毎月五圓である（之は各人金百圓に満つまで積立てる）  
故に之を差引けば金月收、四拾五圓が闇の山である。  
「ツップと云ふ不定の收入がある様だが今は殆どない。」

運轉手會社

故に會社の如く自動車の從業は不斷に徴頭を飛ばし廻るのである。何時機械が自然に破損し、或傷を起し、且つどんな突發的な事故による全負擔があるか豫知出来ない。然るに會社は之等の事故による全負擔を運轉手に負わせる（其の爲めに日日の働きが或ひは月の働きが空になつてしまふ例が澤山ある）。

更に會社は我々に對し、「得点制度」なるものを立案し、掃除を怠る云々から始まり、油サシナットの綿付具合、等々、總針三十一個條からなる減点制を設け、之が百点に當達すると左の如き本規約に適用さるるに至る。

一、運轉手トシテ當社ニ入社セル者ハ、入社ノ際各自百点ヲ受クルモノトス

二、入社一ヶ月以内ニ五十点ヲ失ヒ、六ヶ月以内ニ百点ヲ失ヒ、或ハ一時ニ得点全部ヲ失ヒタル者ハ自然退社トナルモノトス。之會社ガ解傭スルモノニ非ズ自己ノ不注意ト努カ力ノ足ラザルモノナリト心得ベシ。

……是れは最近の中には是非全文を公開したいと思つてゐる……

更に現在日本に於ては十五名以上の労働者を使用する會社は工場法を實行せねばならぬ。諸君の既に知らるる如く工場法は、幾分でも我々労働者を其の規定に依つて守るものである。然るに實用會社は全然之を實行して居らない、そして我々が如何に「公傷を受け病氣となつても」一向に受附けない總て我々の負擔である。

更に諸君の想像せらる様に、或る時は不親切の客の爲めに料金を支拂れない場合がある。かかる場合に於ては會社に之を絶對的に我々をして負擔せしむる。其の他の事實の證を以て擧げれば、實に枚舉に暇なき程である、以つて會社がいかに我々を待てゐるかが御わかりとと思ふ。

## 苦しい私達の今田

## 一、基本料金制度の撤廃

給與方法

## 一、得点制度の徹廢

日給貳圓  
勞働時間當十時間  
收入步合全收入の壹割支給  
日給の倍額支給の事

公儀手當の事  
病欠手當の事  
解雇手當の事  
日給額の支給事  
会社の都合に依り解雇する場合は六ヶ月前に通告すること  
若しくは日給百八日分支給の事  
口  
得意先の不拂は會社負擔の事  
事件の性質如何を問はず最低2/3の金額を會社負擔の事  
注文に依る事  
事故の件に就て絶対に犠牲者を出さざる事